

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
休みの日
がとる日
の翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の変更(市町村振興課)

生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)

生活保護法による診療所の休止(ク)

生活保護法による診療所の廃止(ク)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
がある旨の告示(経営流通課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

◇選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

資金管理団体の届出

告 示

鳥取県告示第六百三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による河原町が行う土地改良事業に係る下佐貫地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	
大字佐貫字中溝	大字佐貫字中溝のうち八四四の二以外の区域
大字佐貫字中河原	大字佐貫字中溝八四四の二
	大字佐貫字中河原のうち一〇五九の六の一部以外の区域
	大字佐貫字下河原一〇六二の一部、一〇六二の内第一、一〇六三の二、一〇六三の二、一〇六四の二、一〇六四の二、一〇六五の二、一〇六五の二、一〇六六の二、一〇六七の二の一部、一〇六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字佐貫字下河原	大字佐貫字中河原一〇五九の六の一部
	大字佐貫字下河原のうち一〇六二の一部、一〇六二の内第一、一〇六三の二、一〇六三の二、一〇六四の二、一〇六四の二、一〇六五の二、一〇六五の二、一〇六六の二、一〇六七の二の一部、一〇六七の二の一部、一〇六九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字佐貫字海津	大字佐貫字海津一三〇の一の一部 大字佐貫字下河原一〇六四の一の一部、一〇六五の一の一部、一〇六六の一部、一〇六七の一の一部、一〇六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字佐貫字海津のうち一三〇の一の一部、一三二の一の一部以外の区域
---------	--

鳥取県告示第六百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成九年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションよなご中央	米子市中町一四一九	平成九年八月八日
岸本内科医院	八頭郡家町大字池田二〇六一	平成九年八月二十五日
浪花整形外科	東伯郡東伯町大字徳万五三九一六	平成九年九月一日
あべ小児歯科	米子市米原二丁目三二二〇	平成九年九月十二日
かわばた薬局	鳥取市川端五丁目二〇五	々

鳥取県告示第六百四十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同条第二項の規定に

より次のとおり告示する。

平成九年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
樋口医院	鳥取市野坂九一四	平成九年七月十日

鳥取県告示第六百四十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
岡田医院	東伯郡東伯町大字丸尾八一	平成九年八月三十一日

鳥取県告示第六百四十三号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成九年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
境港さかなセンター株式会社	境港さかなセンター株式会社	境港市竹内団地

鳥取県告示第六百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業に係る下佐貫地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成九年九月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県小選挙区支部	平林鴻三	浜崎芳宏	鳥取市若桜町三五	平成九年六月二十三日	政党の支部 自由民 の区域を単位とする 自治大臣届出から変更
杉原憲靖後援会	杉原憲靖	山田悟	東伯郡三朝町大字三朝六四五	平成九年五月二十七日	その他の政治団体
中宇地節雄後援会	山田篤	中宇地久雄	気高郡青谷町大字小畑八〇九	平成九年五月二十八日	〃
中宇地節雄町政研究所	中宇地節雄	〃	〃	平成九年五月二十九日	〃
山口博敬後援会	山公文雄	山本恵昭	倉吉市上余戸二八二	平成九年六月三日	〃
住田圭成後援会	圓山利郎	住田丈夫	日野郡溝口町溝口三八八	平成九年六月二十四日	〃
村田かずみ後援会	村田一美	村田石松	東伯郡北条町国坂一五六四	平成九年六月二十六日	〃
中江雅文後援会	小谷欣之輔	中江幸恵	倉吉市下米積二六五	平成九年七月十七日	〃
吉田公博後援会	吉田敏博	吉田芳子	東伯郡三朝町大字片柴一九一六	平成九年七月二十二日	〃
倉本俊明後援会	谷本勝巳	川本仁志	東伯郡三朝町大字湯谷一〇一	平成九年八月六日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成九年九月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県第一選挙区支部	代表者の氏名	石破茂	坂野重信	平成九年六月二十三日	政党の支部
〃	会計責任者の氏名	岸本嗣夫	浜崎芳宏	〃	〃
〃	主たる事務所の所在地	鳥取市戎町四一九	鳥取市西町一丁目一二六	〃	〃
自由民主党鳥取県バス支部	〃	気高郡青谷町大字青谷三三八	鳥取市湯所町二丁目五三六	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	高野雅博	田中昶	〃	〃
自由民主党米子市義方支部	主たる事務所の所在地	米子市灘町二丁目一二二	米子市角盤町三丁目九四	平成九年七月四日	〃
〃	代表者の氏名	井上直敏	都田照正	〃	〃
自由民主党用瀬町支部	〃	池内久	長谷川陽治	平成九年七月八日	〃

自由民主党鳥取県建支部	会計責任者の氏名	森本和夫	濱田幸夫	平成九年七月二十三日	〃
自由民主党鳥取県土地改良支部	主たる事務所の所在地	鳥取市八坂二〇五	鳥取市八坂六八	平成九年七月二十四日	〃
自由民主党大栄町支部	代表者の氏名	上田信也	宮脇愛之介	平成九年七月三十一日	〃
〃	会計責任者の氏名	上田信也	宮脇愛之介	〃	〃
〃	主たる事務所の所在地	東伯郡大栄町大字鳥九一一	東伯郡大栄町大字瀬戸四一四	〃	〃
自由民主党21世紀鳥取をつくる会	政治団体の名称	自由民主党21世紀鳥取をつくる会	自由民主党救世連合会鳥取県支部	〃	〃
明和会	会計責任者の氏名	山本斉	山本洋	平成九年五月二十八日	その他の政治団体
鳥取県商工政治連盟	〃	前田寛	小猿弘	平成九年五月三十日	〃
鳥取県傷痍軍人会政治連盟	主たる事務所の所在地	東伯郡東伯町大字中尾一六六	鳥取市湯所町一丁目五四九	平成九年六月十一日	〃

杉原のりやす後援会	小坂武彦後援会	朝倉彰則後援会	西尾昭彦後援会	博本暁後援会	鳥取県土地改良政治連盟	森田たかとも後援会	〃	藤井数雄後援会	〃
称	氏名	〃	代表者の氏名	氏名	〃	主たる事務所の所在地	氏名	〃	代表者の氏名
杉原のりやす後援会	岡本義博	福井一弘	西尾昭子	中瀬隆	〇五	米子市旗ヶ崎五丁目八一三二	藤山雪雄	長兼己	前田正二
杉原憲靖後援会	岡本綱義	佐々木昭義	押本匡平	但馬俊	八	米子市上福原一六一四一一	北野節夫	藤井英人	苗村一三
日	平成九年七月三十一日	平成九年七月二十一日	平成九年七月十八日	平成九年七月九日	平成九年七月八日	平成九年六月二十七日	〃	平成九年六月十九日	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

吉田達男後援会	主たる事務所の所在地	岩美郡岩美町大字太田一六	平成九年八月十五日	〃
吉田達男政治研究会	〃	岩美郡岩美町大字太田一六	〃	〃
〃	〃	鳥取市扇町五	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、
 次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年九月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
奥山善雄後援会	広田幸一	田中昭雄	鳥取市御弓町五四	平成九年五月二十一日	その他政治団体
明和会	吉田互輔	山本齊	〃	〃	〃
門脇増実後援会	上山伊佐央	門脇あい子	岩美郡国府町大字宮下一〇三	平成九年六月二十五日	〃
福田聰後援会	岡本武夫	福田桂子	岩美郡国府町大字岡益三〇三	〃	〃

鈴木貞夫後援会	川口武雄	木下之弘	気高郡気高町大字 浜村二一六	平成九年 七月二日	〃
野坂浩賢運輸後援会	河崎隆雄	小東照久	倉吉市上井町一丁目一〇一九	平成九年 七月四日	〃
秀友会	伊佐田富之	菅原康弘	倉吉市八屋一九五 一二	平成九年 七月七日	〃
高塚秀樹後援会	〃	〃	〃	〃	〃
下村道也後援会	円山利郎	西村博	日野郡溝口町溝口 六九五	平成九年 七月八日	〃
中村草春後援会	奥谷文夫	山口和則	岩美郡岩美町大字 浦富六六八	〃	〃
野坂浩賢西部後援会	安達俊幸	遠藤優彦	米子市日ノ出町一 丁目一九一	〃	〃
野坂浩賢めぐみ会	佐々木周子	吉田道子	〃	〃	〃
西尾昭彦後援会	西尾昭子	山本一雄	東伯郡東伯町大字 八橋三六五―三	平成九年 七月十八日	〃
森田寛後援会	森田健太郎	森田智恵子	岩美郡国府町大字 山崎八九	平成九年 八月十八日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき
政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、

その要旨を次のとおり公表する。

平成九年九月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体 期間 平成8年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 鈴木貞夫後援会 報告年月日 平成9年7月2日 (平成8年12月31日解散)		(1) 収入総額 1,525,879円 ア 前年繰越額 25,879円 イ 本年収入額 1,500,000円 (2) 支出総額 1,525,879円
1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 156,250円 ア 前年繰越額 156,250円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 156,250円 2 支出の内訳 経常経費 人件費 156,250円 合 計 156,250円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)		2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） (内訳別掲) 個人からの寄附 1,500,000円 合 計 1,500,000円 [寄附の内訳] 個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所) 中村草春 1,500,000 岩美郡岩美町
政治団体の名称 中村草春後援会 報告年月日 平成9年7月8日 (平成8年12月31日解散)		(2) 支出の内訳 経常経費 人件費 525,000円 光熱水費 14,000円 備品・消耗品費 126,176円 事務所費 6,100円 小 計 671,914円 政治活動費
1 収入・支出の総額		

機関紙誌の発行	704,417円	1 収入総額	0円	事務所費	120,000円	1 収入・支出の総額	2,713円
その他の事業費	704,417円	2 支出総額	0円	政治活動費	1,896,514円	(1) 収入総額	2,713円
宣伝事業費	149,548円	政治団体の名称 福田聴後援会	報告年月日 平成9年6月25日	組織活動費	2,016,514円	ア 前年繰越額	2,713円
その他の経費	853,965円	報告年月日 平成9年2月5日解散)	(平成9年2月5日解散)	合 計	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	イ 本年収入額	0円
小 計	1,525,879円	収入・支出の総額	0円	付金に係る支出	0円)	(2) 支出総額	2,713円
合 計	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	収入・支出の総額	0円	政治団体の名称 秀友会	報告年月日 平成9年7月7日	2 支出の内訳	經常経費
政治団体の名称 奥山善雄後援会	報告年月日 平成9年5月28日	政治団体の名称 野坂浩賢運輸後援会	報告年月日 平成9年7月4日	収入・支出の総額	76,184円	事務所費	2,713円
報告年月日 平成9年5月28日解散)	(平成9年5月28日解散)	1 収入・支出の総額	2,285,202円	政治団体の名称 秀友会	報告年月日 平成9年7月7日	合 計	2,713円
1 収入総額	0円	(1) 収入総額	2,285,202円	収入・支出の総額	76,184円	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)
2 支出総額	0円	ア 前年繰越額	1,187,067円	(1) 前年繰越額	0円	政治団体の名称 野坂浩賢西部後援会	報告年月日 平成9年7月8日
政治団体の名称 明和会	報告年月日 平成9年5月28日	イ 本年収入額	1,098,135円	2 支出総額	0円	(平成9年6月30日解散)	収入・支出の総額
報告年月日 平成9年5月28日	(平成9年5月28日解散)	2 収入・支出の内訳	2,016,514円	政治団体の名称 高塚秀樹後援会	報告年月日 平成9年7月7日	1 収入総額	0円
1 収入総額	0円	(1) 収入の内訳	個人の負担する党費又は会費	収入・支出の総額	(平成9年6月25日解散)	2 支出総額	0円
2 支出総額	0円	その他の収入	1,096,750円	政治団体の名称 野坂浩賢めぐみ会	報告年月日 平成9年7月8日	(1) 収入総額	160,392円
政治団体の名称 門脇増実後援会	報告年月日 平成9年6月25日	10万円未満の収入	1,385円	政治団体の名称 下村道也後援会	報告年月日 平成9年7月8日	ア 前年繰越額	160,271円
報告年月日 平成9年6月23日解散)	(平成9年6月23日解散)	合 計	1,098,135円	収入・支出の総額	(平成9年6月20日解散)	イ 本年収入額	121円
収入・支出の総額	0円	(2) 支出の内訳	經常経費	政治団体の名称 野坂浩賢めぐみ会	報告年月日 平成9年7月8日		

<p>(2) 支出総額 2 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入 合計</p> <p>121円 121円 121円</p>	<p>政治団体の名称 明和会 報告年月日 平成9年5月28日 (平成9年5月28日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>0円 0円 0円</p>	<p>イ 本年収入額 479円 (2) 支出総額 269,167円 2 収入の内訳 (1) 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入 合計</p> <p>479円 479円 479円</p> <p>政治団体の名称 下村道也後援会 報告年月日 平成9年7月8日 (平成9年6月20日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>0円 0円 0円</p>
<p>政治団体の名称 西尾昭彦後援会 報告年月日 平成9年7月18日 (平成9年7月16日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>0円 0円 0円</p>	<p>政治団体の名称 門脇増実後援会 報告年月日 平成9年6月25日 (平成9年6月23日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>0円 0円 0円</p>	<p>イ 本年収入額 479円 (2) 支出総額 269,167円 2 収入の内訳 (1) 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入 合計</p> <p>479円 479円 479円</p> <p>政治団体の名称 高塚秀樹後援会 報告年月日 平成9年7月7日 (平成9年6月25日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>0円 0円 0円</p>
<p>政治団体の名称 藪田寛後援会 報告年月日 平成9年8月18日 (平成9年8月18日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>0円 0円 0円</p>	<p>政治団体の名称 福田聰後援会 報告年月日 平成9年6月25日 (平成9年2月5日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>0円 0円 0円</p>	<p>イ 本年収入額 479円 (2) 支出総額 269,167円 2 収入の内訳 (1) 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入 合計</p> <p>479円 479円 479円</p> <p>政治団体の名称 野坂浩賢西部後援会 報告年月日 平成9年7月8日 (平成9年6月30日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>0円 0円 0円</p>
<p>政治団体の名称 奥山善雄後援会 報告年月日 平成9年5月28日 (平成9年5月28日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>0円 0円 0円</p>	<p>政治団体の名称 野坂浩賢運輸後援会 報告年月日 平成9年7月4日 (平成9年6月30日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>269,167円 268,688円</p>	<p>イ 本年収入額 479円 (2) 支出総額 269,167円 2 収入の内訳 (1) 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入 合計</p> <p>479円 479円 479円</p> <p>政治団体の名称 野坂浩賢めぐみ会 報告年月日 平成9年7月8日 (平成9年6月30日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 2 支出総額</p> <p>160,392円 160,392円</p>

(2) 支出総額 160,392円 (平成9年7月16日解散)

2 支出の内訳	収入・支出の総額	収入・支出の総額	0円
政治活動費	1 収入総額	政治団体の名称 西尾昭彦後援会	0円
寄附・交付金	2 支出総額	報告年月日 平成9年7月18日	0円
合 計		収入・支出の総額	0円
		1 収入総額	0円
		2 支出総額	0円
		政治団体の名称 葦田寛後援会	
		報告年月日 平成9年8月18日	
		(平成9年8月18日解散)	
		収入・支出の総額	0円
		1 収入総額	0円
		2 支出総額	0円

政治団体の名称 西尾昭彦後援会
報告年月日 平成9年7月18日

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第二項の規定により告示する。

平成九年九月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
杉原憲靖	町議会議員	杉原憲靖後援会	東伯郡三朝町大字三朝六四五	杉原憲靖	平成九年五月二十七日

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成九年九月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
杉原のりやす後援会	政治団体の名称	杉原のりやす後援会	杉原憲靖後援会	平成九年八月十二日
吉田達男政治研究会	主たる事務所の所在地	岩美郡岩美町大字太田一六九	鳥取市扇町五七一二	平成九年八月十五日